

藤沢市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給要綱

制定 平成16年 1月 1日

改正 令和 7年 4月 1日

(趣旨)

第1条 母子家庭の母又は父子家庭の父の自発的な能力開発の取組を支援し、その雇用の安定及び就職の促進を図るため、市長が予め指定した教育訓練給付講座を受講し、修了した者に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内で藤沢市母子家庭等自立支援教育訓練給付金（以下「給付金」という。）を支給するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、自立支援教育訓練給付金とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第1号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第1号に規定する父子家庭自立支援教育訓練給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給対象者は、次条で定める市長が指定する教育訓練を修了した母子家庭の母又は父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。）であって、かつ次の支給要件を全て満たすものとする。なお、この事業において、「児童」とは、二十歳に満たないものをいう。

(1) 市内に住所を有している者

(2) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者

令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものについては、

(2)の規定は適用しない

(3) 過去に給付金を受給していない者

(4) 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる者

(5) 給付金申請時において、納期の到来している市税を滞納していないこと。

(対象講座)

第4条 対象となる教育訓練講座は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練または特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の指定教育訓練講座

(2) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の指定教育訓練講座（以下「指定教育訓練」という。）

(3) 他市長が地域の実情に応じて指定する講座

(支給額)

第5条 支給する給付金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

(1) 受講開始日現在において、一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者

その受講のために受給者本人が教育訓練施設に対して支払った教育訓練経費（入学料及び受講料に限る。）の6割に相当する額。ただし、その6割に相当する額は20万円を上限とし、1万2千円以下の場合は、給付金を支給しない。

(2) 受講開始日現在において、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（指定教育訓練講座を受講する者（(3)に掲げる者を除く。））

その受講のために受講者本人が教育訓練施設に対して支払った教育訓練経費（入学料及び受講料に限る。）の6割に相当する額。ただし、その6割に相当する額の上限は修学年数に40万円を乗じた額とする。この場合、160万円を超える場合は160万円を上限とし、1万2千円以下の場合は、給付金を支給しない。

(3) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（指定教育訓練講座を受講する者。ただし、当該教育訓練講座を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該教育訓練講座に係る資格を取得した者であって、当該教育訓練講座を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した（当該教育訓練修了時点で就職等している場合を含む。）者に限る。）

その受講のために受講者本人が教育訓練施設に対して支払った教育訓練経費（入学料及び受講料に限る。）の8.5割に相当する額。ただし、その8.5割に相当する額の上限は修学年数に60万円を乗じた額とする。この場合、240万円を超える場合は240万円を上限とし、1万2千円以下の場合は、給付金を支給しない。

(4) 受講開始日現在において、(1)から(3)以外の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金及び専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者

前各号に定める額から、当該受給資格者が支給を受けた一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金及び専門実践教育訓練給付金の額を差し引いた額。

令和6年8月29日までに修了した当該教育訓練に係る訓練給付金については、なお従前の例によることとする。

(受給資格認定申請の手続)

第6条 給付金の支給を受けようとする者は、受講を希望する教育訓練の受講開始日の前日までに、藤沢市母子家庭等自立支援教育訓練給付金受給資格認定・対象講座指定申請書（第1号様式）に次に掲げる必要書類を添えて提出し、受講開始前にあらかじめ、受給資格の認定及び教育訓練講座の指定を受けなければならない。ただし、公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。以下同じ。）によって確

認することができる場合は、添付書類を省略できることとする。

- (1) 当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けている場合は、児童扶養手当証書（番号の確認でよい。）
- (2) 当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けていない場合は、当該ひとり親家庭の親及びその扶養している児童の戸籍謄本又は全部事項証明
- (3) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを確認できる書類

（受給資格認定の審査）

第7条 受給資格認定の判定は、本人の意向を踏まえ、対象とする講座が適当であるかも含め受給要件について審査する。

（対象講座の指定）

第8条 受給資格の審査において、受給要件を満たしている場合には、受講対象講座を指定し、藤沢市母子家庭等自立支援教育訓練給付金受給資格認定・対象講座指定通知書（第2号様式）により通知する。

（指定講座の取り下げ）

第9条 受給資格の認定及び教育訓練講座の指定を受けた者が、受講対象講座を受講しなかった場合には、藤沢市母子家庭等自立支援教育訓練給付金受給資格認定・対象講座指定申請取り下げ書（第3号様式）を提出しなければならない。

（支給申請手続）

第10条 給付金の支給を受けようとする者は、対象教育訓練を修了した後に、市長に対して、藤沢市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給申請書（第4号様式）（以下「支給申請書」という。）を提出しなければならない。

- 2 支給申請書の提出に際しては、次に掲げる確認資料を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略できることとする。
 - (1) 当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けている場合は、児童扶養手当証書（番号の確認でよい。）
 - (2) 当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けていない場合は、当該ひとり親家庭の親及びその扶養している児童の戸籍謄本又は全部事項証明
 - (3) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを確認できる書類（ただし、令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものを除く。）
 - (4) 教育訓練修了証明書（教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定したことを証明したもの）
 - (5) 教育訓練経費に係わる領収書（教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行したもの）
 - (6) 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」
- 3 支給申請は、受講修了日から起算して30日以内に行わなければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に行わなければならない。
- 5 市長は、やむを得ない事由があると認めるときは、第3項及び第4項の申請について、申請期間を過ぎた申請を受理することができる。

(追加支給申請手続)

- 第11条 給付金の追加支給を受けようとする者は、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した後に、市長に対して、藤沢市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）（第5号様式）（以下「支給申請書（追加支給用）」という。）を提出しなければならない。
- 2 支給申請書の提出に際しては、次に掲げる確認資料を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略できることとする。
- (1) 当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けている場合は、児童扶養手当証書（番号の確認でよい。）
 - (2) 当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けていない場合は、当該ひとり親家庭の親及びその扶養している児童の戸籍謄本又は全部事項証明
 - (3) 母子・父子自立支援プログラムの写し等自立に向けた支援を受けていることを確認できる書類（ただし、令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものを除く。）
 - (4) 教育訓練修了証明書（教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定したことを証明したもの）
 - (5) 教育訓練経費に係わる領収書（教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行したもの）
 - (6) 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」
 - (7) 当該母子家庭の母又は父子家庭の父が資格の取得をしたことを証明する書類
 - (8) 当該母子家庭の母又は父子家庭の父が就職等したことを証明する書類（雇用されている場合は、雇用証明書、給料等支払明細書、健康保険証（国民健康保険は除く。）、自営業に従事している場合は、自営業従事申告書、確定申告書、開業届出済証明書、その他自営業の内容が確認できる書類）
- 3 支給申請は、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日から起算して30日以内に行わなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に行わなければならない。
- 5 市長は、やむを得ない事由があると認めるときは、第3項及び第4項の申請について、申請期間を過ぎた申請を受理することができる。

(給付金支給の決定)

第12条 前2条の規定により、給付金支給の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、予算の範囲内において給付金額を決定し、藤沢市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給（不支給）決定通知書（第6号様式）により支給の可否を通知する。

(給付金の支給時期)

第13条 給付金の支給については請求があった日から30日以内に、申請者本人の銀行口座に振り込むことにより支給する。

(給付金の返還)

第14条 虚偽の届出、他人名義での支給申請等の不正な行為により給付金の支給を受けた者については、給付金相当額を返還させるものとする。

(補足)

第15条 この要綱に定めるもののほか、藤沢市母子家庭等自立支援教育訓練給付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成16年1月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成18年1月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成19年10月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成22年1月1日より施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日より施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に受給資格の認定及び教育訓練講座の指定を受けている者に対して支給する給付金の額については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日より施行する。

(検討)

2 市長は、平成27年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講じるものとする。

附則

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成２８年４月１日より施行する。

附則

(施行期日)

１ この要綱は、平成２９年４月１日より施行する。

(経過措置)

２ この要綱の施行前に受給資格の認定及び教育訓練講座の指定を受けている者に対して支給する給付金の額については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

１ この要綱は令和元年６月１日より施行し、同年４月１日から適用する。

改正後の様式については、令和元年６月１日以降の自立支援教育訓練給付金について適用する。

(経過措置)

２ この要綱の施行前に受給資格の認定及び教育訓練講座の指定を受けている者に対して支給する給付金の額については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

１ この要綱は、令和４年５月１日より施行し、同年４月１日から適用する。

(経過措置)

２ この要綱の適用前に修了した給付金については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

１ この要綱は、公表の日より施行し、令和６年８月３０日から適用する。

(経過措置)

２ この要綱の適用前に修了した給付金については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、令和７年４月１日より施行する。